

## 国際的 PBL 先進校における教員研修委託業務公募型プロポーザル募集要項

### 1 目 的

徳島県では、国の「高校教育改革に関する基本方針」を踏まえ、県立高校における「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成する「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」を推進している。

本構想を県内の改革先導高校等において円滑かつ効果的に展開していくにあたり、各類型においてテクノロジーを活用して探究教育を深化させていく計画であることから、教育現場を牽引する教員の資質向上や教育観の変革、および「学びのデザイナー」としての素養獲得が喫緊の課題となっている。

本業務は、この分野での世界的先進校であり、高度なプロジェクト型学習（PBL：Project Based Learning）を提供していると評価されている米国の「ハイテック・ハイ（High Tech High）」の視察を含めた、事前・現地・事後の包括的な教員研修プログラムを企画・実施することにより、グローバルな視座と幅広い視野を持ったリーダー的教員等を育成し、本県における探究教育の普及、発展、自立定着の仕組み化を図ることを目的として業務委託を行うものである。

※本事業は、令和8年度徳島県6月補正予算の成立を前提としたものであり、予算案の審議状況によって中止または内容変更される可能性があります。

### 2 業務概要

(1) 業 務 名 国際的 PBL 先進校における教員研修委託業務

(2) 選 定 方 式 公募型プロポーザル

(3) 業務実施形態 委託業務

(4) 業 務 内 容

- ① 事前研修業務
- ② 現地研修業務
- ③ 事後研修・成果普及支援業務
- ④ その他業務

※詳しくは、「国際的 PBL 先進校における教員研修委託業務仕様書」によるものとする。

(5) 業 務 期 間 契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

(6) 見積上限価格

見積上限価格は、3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記金額は、見積上限価格であって契約額ではない。

(7) スケジュール

日 程		内 容
令和 8年	6月22日(月)	募集の公告及び募集要項の公表
	6月26日(金)	質問書の提出締切
	7月1日(水)	参加申込書の提出締切
	7月6日(月)	企画提案書の提出締切
	7月上旬	企画提案選定委員会・選定結果通知
	7月上旬	契約

※スケジュールは前後する場合がある。スケジュールの変更については、県ホームページにて周知する。

3 応募に関する条件等

次の全ての要件を満たす法人又は法人以外の団体であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであることを条件とする。

- ① 提案事項を的確に遂行できる能力を有する者
- ② 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者
  - ウ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統治下にある団体
  - エ 民事再生法(平成11年法律第255号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
  - オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)
  - カ 破産法(平成16年法律第75条)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
  - キ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
  - ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
  - ケ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
    - a 破産者で復権を得ない者
    - b 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者

- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等  
適当で無いと認められる者

#### 4 応募方法

##### (1) 応募書類等の提出先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当  
電話 (088) 621-3153  
ファクシミリ (088) 621-2880  
E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp

##### (2) 参加申込書の提出

当プロポーザルへの参加を希望する者は、次の表-1に示す提出書類(各1部)  
を提出すること。

表-1

提出書類	様式
参加申込書	第1号
参加者の概要	第2号
法人登記簿謄本【写し可】 (法人格を有しない場合は、これに類するもの)	
定款又は寄付行為【写し可】 (法人格を有しない場合は、これに類するもの)	
直近の決算又はこれに類するもの	

##### ① 提出方法

持参、郵送(郵便、宅配便等)又は電子メールによることとし、郵送の場合  
は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。また、電子メ  
ールの場合は、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

##### ② 提出期限

令和8年7月1日(水)午後5時まで(必着)

##### ③ 参加辞退

参加申込書の提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年  
7月6日(月)正午まで(必着)に、辞退届(様式第6号)を提出すること。

##### (3) 企画提案書の提出

次の表-2に示す提出書類を提出すること。提出書類は、原則としてA4とし、  
文字の大きさや見やすさに留意して作成すること。

持参又は郵送の場合、提出部数は、正本1部、副本5部とし、正本については、  
製本せず、着脱可能なクリップ等でまとめること。

電子メールの場合は、提出書類ごとに1つのPDFファイルにまとめること。

なお、業務計画書については、様式第4号によらず、任意様式で作成することを可とするが、その場合は収支計画の内容を含め、「業務計画書」であることを明記して作成すること。

提出された企画提案書の記載内容の変更及び追加については、原則として認めない。

表-2

提出書類	様式
企画提案書	第3号
業務計画書	第4号 または 任意様式
参加者の概要が分かる資料（パンフレット等）	任意様式

① 提出方法

持参、郵送（郵便、宅配便等）又は電子メールによることとし、郵送の場合は、簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。また、電子メールの場合は、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

なお、郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

② 提出期限

令和8年7月6日（月）正午まで（必着）

（4） 質問及び回答

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとする。

なお、原則として当該業務に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとし、審査に関する内容については受け付けない。

① 提出方法

電子メール又はファクシミリにより送付するものとする。

なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）

③ 質問への回答

質問内容については、電子メール又はファクシミリにより回答するとともに、令和8年6月30日（火）までに、県ホームページにも掲載する。

## 5 事業者の選定

（1） 企画提案選定委員会の開催

- ・ 県は、企画提案選定委員会を設置し、企画提案書の書面審査を行い、事業者を選定する。
- (2) 事業者の選定
- ・ 企画提案選定委員会は、企画提案選定委員の評価に基づく総合得点が最も高い応募者を選定事業者とし、県に報告する。
  - ・ 総合得点が最も高い応募者が複数ある場合は、選定委員会の意見を踏まえ、選定事業者を決定する。
  - ・ 応募者が1者のみの場合は、選定委員会による評価点数が一定の基準を満たしている場合は、選定事業者として決定する。
- ※ ただし、評価基準の合計点の平均が60点以上でなければならない。
- (4) 選定結果の通知
- ・ 選定結果は、辞退者を除く応募者全てに対して文書によって通知するとともに、県ホームページにて公表する。

## 6 契約締結

- (1) 契約手続
- 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として県と契約予定者が協議を行い決定し、改めて事業計画書及び見積書を徴して契約を締結する。
- (2) 契約概要
- 地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約金額
- 選定事業者の見積価格とする。

## 7 留意事項

- (1) 募集要項等の承諾
- 応募者は、参加申込書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 費用負担
- 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の取扱い・著作権
- 応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認めるときには、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の客観的評価の公表以外に使用しない。
- なお、提出書類は返却しない。

- (4) 応募者の複数提案の禁止  
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (5) 提出書類の変更禁止  
提出書類の変更はできない。
- (6) 失格要件  
以下に掲げるア、イのいずれかに該当する場合は、その応募者は失格となることがある。  
ア 各法令等に適合しないことが判明した場合  
イ 提案価格が募集要項で示す見積上限価格を超過している場合
- (7) 無効要件  
以下に掲げるアからエのいずれかに該当する場合は、その応募者は無効となることがある。  
ア 本プロポーザルに関し、審査委員会の委員に、直接、間接を問わず接触を求めた場合  
イ 参加資格要件を満たさない場合  
ウ 提出書類に関して、次のいずれかに該当する場合  
・提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合  
・様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合  
・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合  
・虚偽の記載がある場合  
エ その他、企画提案選定委員会が不適切と認めた場合

## 8 担当窓口

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県教育委員会 教育創生課 魅力創生担当  
電話 (088) 621-3153  
ファクシミリ (088) 621-2880  
E-mail kyouikusouseika@pref.tokushima.lg.jp